

2022年3月10日

第41回知的財産管理技能検定の受検者の皆様

「試験当日及び試験日前2週間における状況報告書」の体調確認期間の修正及び新型コロナウイルス感染症の陽性者・濃厚接触者の受検可否について

今般、厚生労働省の通知等[※]に基づき、「試験当日及び試験日前2週間における状況報告書」の体調確認期間を修正いたしました。併せて、新型コロナウイルス感染症の陽性者・濃厚接触者の受検可否について下記のとおりといたしました。

第41回知的財産管理技能検定（2022年3月13日実施）の受検者の皆様におかれましては、下記にしたがってご対応くださいますようお願いいたします。

記

- 1 「試験当日及び試験日前2週間における状況報告書」の体調確認期間を修正について
「試験当日及び試験日前2週間における状況報告書」における体調確認期間を、「2週間」から「7日間」に短縮します。

試験当日及び試験日前7日間において、A群の質問事項について3つ以上、またはB群の質問事項について1つ以上「ある」にチェックがある場合は、受検をお控えくださいますようお願いいたします。

- 2 新型コロナウイルス感染症陽性者・濃厚接触者の受検可否について

- (1) 試験日前2週間において新型コロナウイルス感染症の陽性者となった場合

<症状がある陽性者となった場合>

次の条件を全て満たす方は、受検いただいても差し支えありません。

- ① 発症日が**2022年3月2日**か、**それよりも前**である。
- ② **症状軽快後72時間経過**している。
- ③ 症状軽快後72時間経過後、試験日当日までの間、「試験当日及び試験日前2週間における状況報告書」のA群の質問事項について3つ以上、またはB群の質問事項について1つ以上「ある」に**チェックがない**。

<症状がない陽性者となった場合>

[※] 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律における新型コロナウイルス感染症患者の退院及び就業制限の取扱いについて（一部改正）」（令和3年2月25日付け健感発0225第1号厚生労働省健康局結核感染症課長通知）<https://www.mhlw.go.jp/content/000745527.pdf>

「新型コロナウイルス感染症の感染急拡大が確認された場合の対応について」（令和4年1月5日付け（令和4年2月2日一部改正）厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）
<https://www.mhlw.go.jp/content/000892312.pdf>

次の条件を全て満たす方は、受検いただいても差し支えありません。

- ① 陽性確定に係る検体採取日が **2022年3月2日か、それよりも前**である。
- ② 陽性確定に係る検体採取日から試験日当日までの間、「試験当日及び試験日前2週間における状況報告書」のA群の質問事項について3つ以上、またはB群の質問事項について1つ以上「ある」に**チェックがない**。

(2) 試験日前2週間において新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者となった場合
次の条件を全て満たす方は、受検いただいても差し支えありません。

- ① 「当該陽性者の発症日（当該陽性者が無症状の場合は検体採取日）」、または「当該陽性者との最終接触日（当該陽性者が同居家族の場合は住居内で感染対策を講じた日）」のいずれか遅い方が、**2022年3月5日か、それよりも前**である。
- ② 上記①のいずれか遅い方の日から試験日当日までの間、「試験当日及び試験日前2週間における状況報告書」のA群の質問事項について3つ以上、またはB群の質問事項について1つ以上「ある」に**チェックがない**。

(3) 試験日前2週間前に新型コロナウイルス感染症の陽性者・濃厚接触者となった場合（上記（1）、（2）以外）

試験当日及び試験日前7日間において、A群の質問事項について3つ以上、またはB群の質問事項について1つ以上「ある」にチェックがない場合は、受検いただいても差し支えありません。チェックがある場合は、受検をお控えくださいますようお願いいたします。

以上